

# 令和4年度郷土の名木・古木等保全事業助成要領

## 第1 趣旨

公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構（以下「推進機構」という。）は、地域のシンボルとなっている名木・古木等を保全することにより環境緑化に関する普及啓発を推進するため、第2に掲げる事業主体が第3に掲げる「郷土の名木・古木等保全事業」を行う場合において、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構助成事業実施規程（以下「規程」という。）に基づき、予算の範囲内で当該事業主体に対し助成金を交付する。

## 第2 事業主体（申請者の要件）

対象とする樹木の所有者（団体、個人）、または対象とする樹木を管理している団体とする。ただし、国、県、市町村は除く。

## 第3 事業内容

この事業は、県民共通の財産であり、また地域のシンボルにもなっている名木・古木等を「緑の文化財」として保全するために、推進機構が派遣する樹木医が診断し、作成する診断カルテに基づいて樹勢回復等の必要な措置を実施するものである。

対象とする名木・古木等は、次のいずれかに該当する樹木のうち、樹勢の衰退等により早急に保全措置が必要であると認められるものとする。ただし、国、県、市町村が所有する樹木は原則として除く。

- (1) 県指定の天然記念物
- (2) 市町村指定の天然記念物

## 第4 所有者の承認

事業主体と所有者が異なる場合には、事業実施にあたり、事業主体の責任において当該樹木の所有者の承認を得なければならない。

## 第5 助成内容

助成の内容は、次のとおりとする。

- (1) 樹木医による診断カルテの作成 ※第9に掲げる事前審査を通過したもの
- (2) 保全作業に要する助成金の交付 ※第9に掲げる本審査を通過したもの

## 第6 助成金の額及び対象経費の内容

助成金の額は、次のとおりとする。

1 事業あたり上限50万円（事業費の10分の10以内）

助成対象経費の内容は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、定期的な病害虫防除や周囲の安全確保のための剪定等、通常の維持管理作業とみなされるものにかかる経費は除く。

- (1) 当該樹木の樹勢回復に必要な措置にかかる経費
- (2) (1) 以外に当該樹木の保全に必要な措置にかかる経費

また、専門的技術を要する事業内容であることから、外部委託費のみを対象とする。ただし、推進機構が派遣する樹木医による診断・指導にかかる経費については、推進機構が負担するものとし、事業費には含まない。

## 第7 事業にかかる手続き

事業申込から助成金額確定までの手続きは、別紙1のとおりとする。

その他、文化財保護条例等にかかる手続きが必要な場合は、事業主体の責任において行うものとする。

## 第8 概算払い

必要と認めるときは、助成金の概算払いをすることがある。

## 第9 事業の審査

申込のあった事業については、推進機構が設置する助成事業選考委員会（事前審査）において、樹木医を派遣して診断を実施する対象として、最大5件までを選考するものとする。

助成金交付申請のあった事業については、助成事業選考委員会（本審査）において、派遣

した樹木医による診断結果を踏まえ、助成金を交付する事業主体、助成金額等を審査するものとする。

審査にあたっては、樹木保全の観点から事業の優先度を判断するものとする。

#### **第10 事業申込の期限**

事業申込の期限は、次のとおりとする。

令和4年3月22日（火）

#### **第11 助成金交付申請の期限**

助成金交付申請の期限は、次のとおりとする。

令和4年8月10日（水）

#### **第12 事業期間**

事業を実施できる期間は、次のとおりとする。

助成金交付決定の日から令和5年3月31日まで

#### **第13 事業の変更**

交付決定された事業の変更について、以下に該当する場合は、あらかじめ推進機構の承認を得なければならない。

（1）助成事業に要する助成金額の変更（2割を超えない場合を除く。）

#### **附則**

本要領は、令和4年2月4日から施行する。

## ＜事業の手続き＞

### 1 助成事業申込

助成事業を実施しようとする事業主体は、市町村文化財担当部局を経由して、推進機構に助成事業申込書を提出するものとする。

### 2 樹木医による診断

申込のあった事業について、推進機構が樹木医を派遣して診断を行うと決定した場合は、市町村文化財担当部局を経由して、事業主体に通知する。

診断を行う樹木医の氏名については、推進機構が市町村文化財担当部局を経由して、事業主体に通知する。

診断の結果については、推進機構が市町村文化財担当部局を経由して、事業主体に通知する。

### 3 助成金交付申請

診断結果の通知を受け、助成金の交付を受けようとする事業主体は、市町村文化財担当部局を経由して、推進機構に第1号様式により申請する。

### 4 助成金交付決定

交付申請のあった事業について、推進機構が助成金交付対象事業と決定した場合は、市町村文化財担当部局を経由して、事業主体に第2号様式により通知するものとする。

### 5 助成金交付請求

交付決定を受けた事業主体は、市町村文化財担当部局を経由して、推進機構に第3号様式により助成金の交付請求を行うものとする。推進機構は、必要と認めるときは、助成金の概算払いをすることがある。

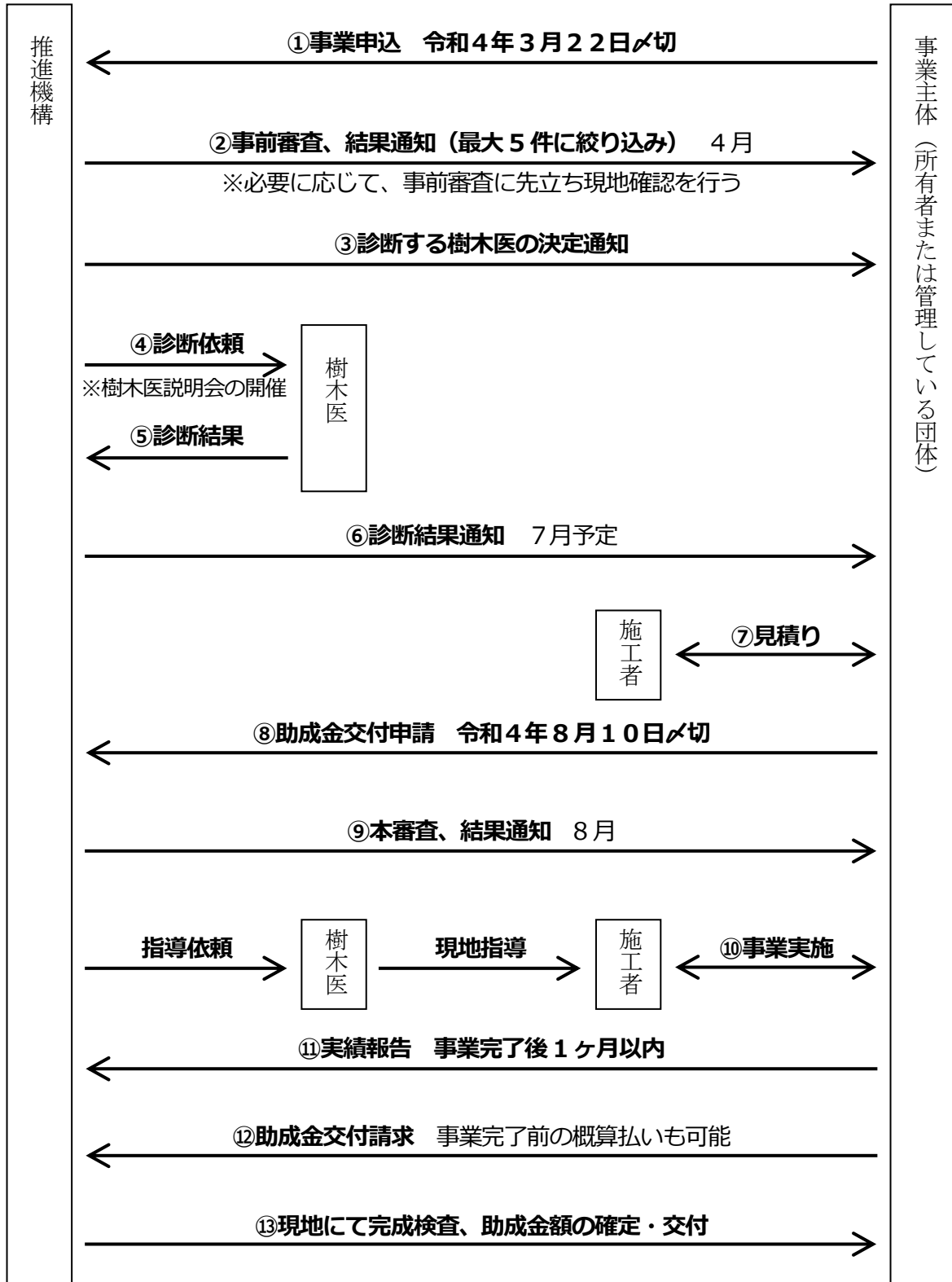
### 6 助成事業実績報告

助成事業が完了した事業主体は、市町村文化財担当部局を経由して、推進機構に第4号様式により実績報告を行うものとする。報告期限は、規程第9条に基づき、事業完了の日から1ヶ月以内とする。ただし、最終報告期限は、令和5年3月31日とする。

### 7 完成検査及び助成金額確定

実績報告のあった事業について、推進機構は、現地で完成検査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、市町村文化財担当部局を経由して、事業主体に通知する。

<事業の流れ>



注1) 手続きは当該市町村文化財担当部局を経由して行う。

注2) 県指定天然記念物が対象の場合は、県文化財担当部局に対して、推進機構より各段階(②、③、⑥、⑨、⑬)で報告する。